

電子的診療情報連携体制整備加算に係る 院内掲示について

当診療所ではマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行、医療DX推進体制に関する事項等を院内およびホームページへ掲載する等、厚生労働省が定める算定要件を満たし、以下の通り診療報酬点数を算定しております。

■電子的診療情報連携体制整備加算 2

初診時 9点

再診時 2点（月に1回）

※マイナンバー利用の有無に関わらず加算となります

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

